

# 厚生常任委員会 資料

令和元年7月25日（木）

福祉保健部

---

## 目次

### 【 報告事項 】

本県の自殺の現状等について	1
子どもの貧困対策について	3
平成30年度児童相談所における児童虐待相談対応件数について	5

# 本県の自殺の現状等について

福祉保健課

## 1 自殺の現状

### (1) 平成30年の自殺者数及び自殺死亡率

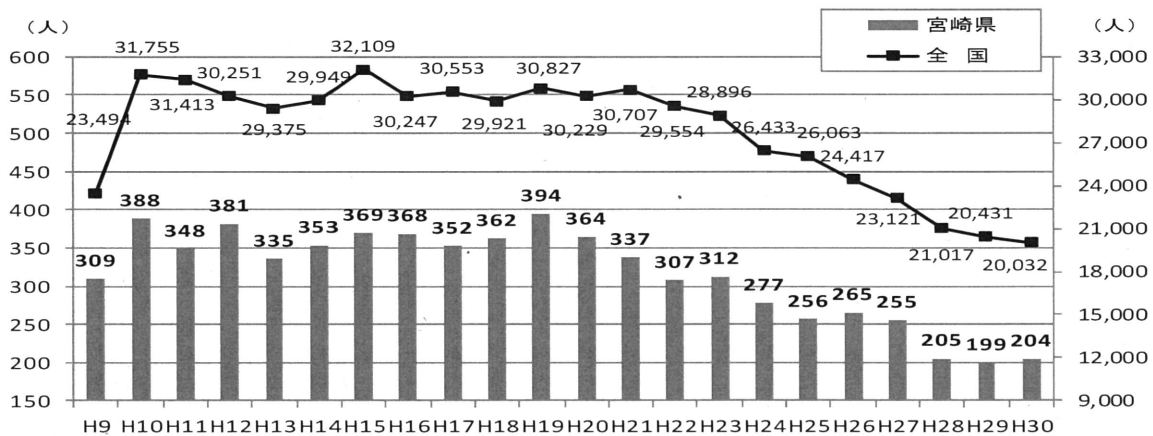
(宮崎県) 自殺者数204人、自殺死亡率19.0、全国ワースト7位(前年同9位)

(全国) 自殺者数20,032人、自殺死亡率(平均値)16.1

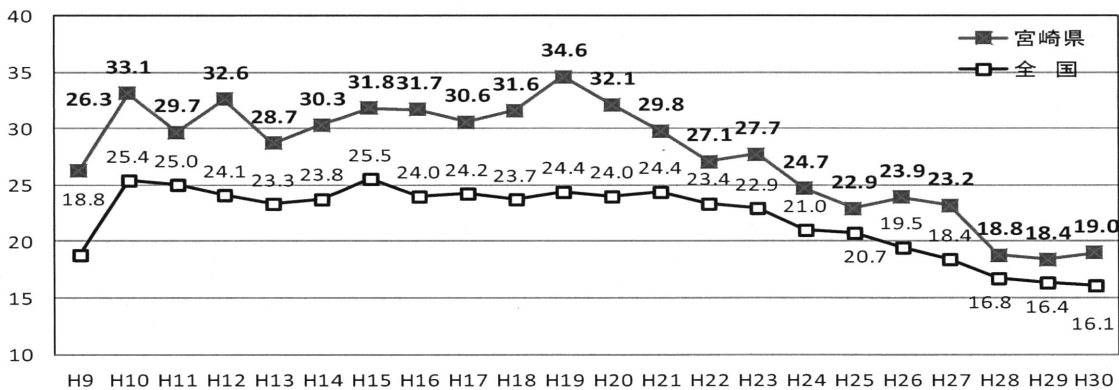
※ 自殺死亡率とは人口10万人あたりの自殺者数のこと

※ ピークからの減少率 (全国) H15/H30 約38%減少 (本県) H19/H30 約48%減少

■全国と本県の自殺者数の推移(平成9年～30年)



■全国と本県の自殺死亡率の推移(平成9年～30年)



■都道府県別、九州・沖縄各県別の自殺死亡率の比較(平成30年)

順位	都道府県名	自殺死亡率	順位	九州・沖縄各県名	自殺死亡率
1	和歌山	21.2	7	宮崎	19.0
2	青森	20.6	9	大分	18.0
3	岩手	20.5	25	鹿児島	16.1
4	秋田	20.3	27	福岡	16.0
5	福島	19.7	30	長崎	15.5
6	新潟	19.5	33	沖縄	15.4
7	宮崎	19.0	33	佐賀	15.4
8	山形	18.1	41	熊本	14.2
9	大分	18.0			
10	高知	17.9			

【厚生労働省「人口動態統計」より県作成】

## (2) 自殺者に係る世代ごとの自殺者数及び原因・動機

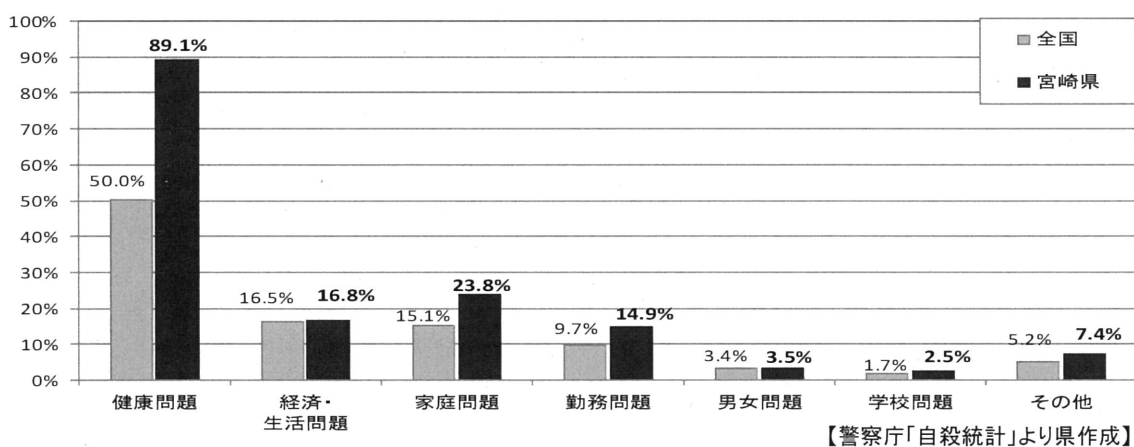
- 対前年比では、40代、50代の働き盛り世代は大幅に減少しているものの、20代の若年層、70代の高年層の自殺者の増加が大きい。
- 「原因・動機別」では、「健康問題」が圧倒的に多い。
- 「健康問題」以外では、「家庭問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」の割合が高い。

### ■ 本県の年齢別自殺者数（平成30年）

（単位：人）

年齢（歳）	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	全体
自殺者数（総数）	4	15	24	19	32	42	34	34	204
対前年比	+2	+7	+3	-13	-4	+3	+9	-2	+5
【内訳】（男）	2	8	21	14	27	29	24	21	146
対前年比	+1	0	+6	-11	-2	-3	+7	+1	-1
【内訳】（女）	2	7	3	5	5	13	10	13	58
対前年比	+1	+7	-3	-2	-2	+6	+2	-3	+6

### ■ 全国と本県の原因・動機別自殺者数の割合（平成30年）注：原因・動機は一人につき3つまで計上



## 2 自殺対策における今後の方向性

- 県・国・市町村の雇用・福祉分野の担当部署との情報共有はもとより、教育委員会や民間企業、高齢者福祉などの関係機関・団体と連携強化を図りながら必要な対策を検討していくほか、高齢者の生きがいの醸成の場として期待できる「居場所」の整備を引き続き推進する。
- 全市町村で策定が完了した自殺対策推進計画に基づき、市町村においても、若年層対策や地域の見守りを担う人材養成など、より地域の実情に応じたきめ細やかな対策が期待できることから、県としても、市町村の取組を強力に支援する。
- うつ病の早期治療を促進するかかりつけ医と精神科医の連携、救急医療の現場における自殺未遂者支援など、ハイリスク要因に対する重点的な取組などについても、更なる充実を図る。

# 子どもの貧困対策について

福祉保健課

## 1 宮崎県子どもの貧困対策推進計画の概要

### (1) 計画策定の背景

平成25年の国民生活基礎調査において、子どもの貧困率が過去最高を更新し、対策に取り組むため、法や体制を整備。(H25国民生活基礎調査 16.3%)

※ H28国民生活基礎調査 13.9%

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| (国) 平成26年1月 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行           |
| 8月          | 子どもの貧困対策に関する大綱を閣議決定            |
| 令和元年6月      | 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律を公布 |
| (県) 平成28年3月 | 宮崎県子どもの貧困対策推進計画を策定             |

### (2) 期間

平成28年度～平成31年度(4年間)

### (3) 対策の4つの柱

- ① 保護者に対する生活・就労支援
- ② 教育の支援
- ③ 生活の支援
- ④ 経済的支援

### (4) 数値目標の状況

項目	策定時 平成26年度	実績				目標値 令和元年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	
生活保護世帯の子ども						
高等学校等進学率	83.3%	89.8%	92.7%	92.1%	92.1%	93.0%
高等学校等中退率	6.8%	2.2%	4.3%	4.8%	5.2%	2.0%
スクールソーシャルワーカーが当該年度に対応した事案解消率	34.4%	26.7%	31.1%	25.3%	33.9%	50.0%
就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度、手続き開始までに制度の周知を行っている市町村の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※ 状況を把握し、計画の実効性を担保するため、19の指標を設定

## 2 主な取組の状況

### (1) 県

- ① 保護者に対する生活・就労支援
  - ・ 生活困窮者自立相談支援事業
  - ・ ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業 ほか
- ② 教育の支援
  - ・ 「チーム学校の実現に向けた教育相談体制支援事業（スクールソーシャルワーカー活用）」
  - ・ 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 ほか
- ③ 生活の支援
  - ・ 「子どもたちの夢・挑戦」応援事業
  - ・ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業 ほか
- ④ 経済的支援
  - ・ 児童手当
  - ・ ひとり親家庭医療費助成事業 ほか

### (2) 市町村

- ① 実態調査及び計画の策定等（策定済み 10市町）

	実態調査・計画策定	体制整備、モデル事業
H28	日南市、日向市、えびの市、高鍋町	日南市、高鍋町
H29	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、串間市、西都市、高千穂町 (※宮崎市、高千穂町は、実態調査のみ)	日向市、えびの市、日南市
H30	三股町	宮崎市、日向市、えびの市
R元	日向市、高原町、木城町 (※高原町は、実態調査のみ)	宮崎市、えびの市

- ② 子ども食堂を入口とした支援体制の構築（宮崎市）
- ③ 子どもの居場所「まなびスペース」の設置（日向市）
- ④ 子ども家庭支援センター「みらい」の設置（高鍋町） ほか

### (3) 関係団体

- ① 福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置（宮崎労働局）
- ② 生活が困難な家庭に直接食料を宅配するフードバンクの実施（三股町社会福祉協議会） ほか

### (4) 民間団体

- ① 「みやざき子ども未来ネットワーク」の設立
- ② 子ども食堂 33か所（8市4町） 対前年15か所増
- ③ 学習支援 37か所（6市4町） 対前年18か所増
- ④ フードバンク 18か所（9市5町） 対前年 7か所増
- ⑤ 奨学金等（2か所：みやざき子ども未来奨学金、みやざき子どもほほえみ基金） ほか

# 平成30年度児童相談所における児童虐待相談対応件数について

こども家庭課

## 1 児童虐待に関する相談対応件数

H2年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
11	<108.0%> 443	<126.4%> 560	<96.4%> 540	<132.4%> 715	<88.3%> 631	<180.0%> 1,136	<121.4%> 1,379

(注) 上段〈 〉内は、対前年度比である。

(参考) 全国の虐待に関する相談対応件数

H2年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
1,101	<111.3%> 66,701	<110.6%> 73,802	<120.5%> 88,931	<116.1%> 103,286	<118.7%> 122,575	<109.1%> 133,778	未公表

(注) 上段〈 〉内は、対前年度比である。

## 2 虐待の経路別相談件数

(注) 上段( )内は、構成比である。3以下についても同様。

総数	家 族							計	
	虐待者本人			虐待者以外					
	父親	母親	その他	父親	母親	その他			
(100%) 1,379	(0.8%) 11	(2.2%) 31	(0.0%) 0	(1.2%) 16	(1.4%) 19	(1.1%) 15	(6.7%) 92		
親戚	近隣 知人	児童 本人	児童 委員	警察等	都道府県		市町村		
					児童相 談所	その他	福祉事 務所	保健セ ンター	その他
(3.0%) 41	(12.0%) 166	(0.9%) 12	(0.0%) 0	(45.4%) 626	(9.9%) 137	(0.9%) 12	(4.6%) 63	(0.1%) 2	(3.3%) 45
保健所	医療 機関	児童福祉施設等		学校等		その他			
		保育所	その他	学校	その他				
(0.1%) 2	(1.7%) 23	(0.9%) 13	(0.5%) 7	(8.0%) 110	(0.6%) 8	(1.5%) 20			

(注) 都道府県の「児童相談所」は、他の児童相談所から移管を受けたケースや通告を受けた児童以外の兄弟児についても虐待の疑いがあるとして児童相談所が対応したものなど。

都道府県の「その他」は、福祉事務所など。

市町村の「その他」は、町村役場の児童福祉担当課など。

学校等の「その他」は、幼稚園、教育委員会など。

### 3 虐待の相談種別

	総 数	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待
30 年度	(100.0%) 1,379	(23.4%) 322	(1.3%) 18	(18.3%) 252	(57.1%) 787
(参考) 29 年度	(100.0%) 1,136	(21.0%) 239	(0.4%) 4	(21.5%) 244	(57.1%) 649

(虐待の定義)

身体的虐待：殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど

性的虐待：子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど

保護の怠慢、拒否：食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど

心理的虐待：言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど

### 4 主たる虐待者

総 数	父		母		その他
	実 父	実父以外	実 母	実母以外	
(100.0%) 1,379	(49.5%) 683	(8.2%) 113	(38.7%) 534	(0.4%) 5	(3.2%) 44

(注) 「その他」は、祖父母、兄弟姉妹、叔父叔母など

### 5 被虐待児童の年齢構成

総 数	0～3 歳未満	3 歳～6 歳	7 歳～12 歳	13 歳～15 歳	16 歳～18 歳
(100.0%) 1,379	(21.2%) 292	(23.1%) 319	(37.4%) 516	(12.9%) 178	(5.4%) 74

(上記 1～5 の数値は、「福祉行政報告例（統計法に基づく一般統計調査）」で厚生労働省に報告したものを。）

### 6 相談対応件数が増加した主な要因

昨年 3 月の東京都目黒区及び本年 1 月の千葉県野田市で発生した児童虐待死事件が大きく報道されたことにより、県民の児童虐待への関心が高まり、近隣住民等からの通告が増加したことが主な要因であると考えられる。